各 位

平成　　年　　月　　日

総務部　　ΟООΟ

夏季営業期間の服装について

○月○日よりクールビズ期間が始まります。つきましては期間中の服装に関する規定を再確認し、主旨に沿った服装を心がけるよう通知します。

記

1.期　　　間　　○月○日より○月○日

2.社内時服装

 　・スーツ、Yシャツ、ネクタイの着用を義務付けない。

 　・襟付きの華美でないシャツも着用可とする。

 　・アロハシャツ、Ｔシャツは着用不可とする。

 　・スラックス、チノパンの着用を可とする。

 　・ジーパン、短パンの着用は不可とする。

 　・革靴以外のカジュアルシューズの着用を可とする。

 　・ビーチサンダルの着用は不可とする。

3.外出時服装

 　・客先への訪問の場合は、原則としてネクタイを着用すること。

 　・客先以外で支障がない場合、社内時服装を適用する。

なお、客先への外出が見込まれる場合に備え、必ずロッカーにスーツ類の準備をしておくこと 。

以上